

## 第7章 許可の取消し等の場合の措置義務（法第27条）

汚染土壌処理施設や当該汚染土壌処理施設が設置されていた土地は、汚染土壌の埋立てや浄化に伴い、特定有害物質によって汚染されているおそれがあることから、汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は当該事業に係る許可が取り消された汚染土壌処理業者は、当該廃止等した汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置（廃止措置）を講じなければならない（法第27条第1項）。

また、都道府県知事は法第27条第1項の汚染土壌処理施設内の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該施設を事業の用に供した者に対し、相当の期限を定めて、汚染の除去、汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命じられる（法第27条第2項）。

「人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき」とは、例えば、地下水の飲用等に伴う人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときや、汚染土壌処理業者が法第27条第1項の汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じていないと認めるときなどが該当する（施行通知記の第5の2(10)）。

3.3 に示した汚染土壌の処理の事業を一部廃止する場合においては、廃止措置を猶予し、当該事業の全部を廃止する際に廃止措置を講じればよい。

なお、命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（法第65条第1号）。

### 7.1 汚染の拡散の防止その他必要な措置（処理業省令第13条第1項）

以下に、特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を示す。

- (1) 汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存する場合には、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。この場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときは、法第20条第1項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に、当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し処理業省令第5条第18号の管理票を交付しなければならない（処理業省令第13条第1項第1号）。
- (2) 汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であった土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、公正に、かつ、法第3条第1項の環境省令で定める方法により調査を行う（処理業省令第13条第1項第2号）。

(3) 汚染土壌処理施設が設置されていた場所の周縁の地下水を汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第 25 条の規定により許可を取り消された日から 3 ヶ月以内に 1 回、及びその後 3 ヶ月以内ごとに 1 回採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第 6 条第 2 項第 2 号の環境大臣が定める方法により測定すること。ただし、次の①から③のいずれかに該当することとなったときは、その該当することとなった日以後においては、この限りでない（処理業省令第 13 条第 1 項第 3 号）。

- ① 汚染土壌処理施設が設置されていた場所の土地が要措置区域等に指定された場合
- ② 当該周縁の地下水の水質が地下水基準に適合しており、かつ、前号の調査の結果当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合している場合
- ③ 当該周縁の地下水の水質が当該汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第 25 条の規定により許可を取り消された日以後 2 年間継続して地下水基準に適合している場合

(4) 埋立処理施設にあつては、汚染土壌の埋立地への水の浸透を防止するための措置として次に掲げるもののいずれかを講ずるとともに、当該措置により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を併せて講ずること（処理業省令第 13 条第 1 項第 4 号）。

- ① 埋立地の表面を遮水シートで覆い、更にその表面を土砂で 50 cm 以上覆う。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の許可に係る埋立処理施設にあつては、埋立地の表面を土砂で 50 cm 以上覆えばよい。
- ② 埋立地の表面をセメント・コンクリートで 10 cm 以上又はアスファルト・コンクリートで 3 cm 以上覆う。
- ③ 上記①又は②と同等以上の効果を有する方法により埋立地の表面を覆う。

## 7.2 廃止措置実施報告書（処理業省令第13条第3項）

汚染土壤の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された汚染土壤処理業者は、表7.2.1-1に示した措置を講じたときは、それぞれに定められた日までに、その結果を廃止措置実施報告書をもって都道府県知事に報告しなければならない。

廃止措置実施報告書の様式は、処理業省令の様式第5に示されている。

図7.2.1-1に廃止措置実施報告書の記載例を示す。

表 7.2.1-1 許可の取消し等の場合の措置及び報告の期限

許可の取消し等の場合の措置	報告の期限
<p>汚染土壤処理施設内に汚染土壤が残存する場合には、当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託すること。この場合において、当該汚染土壤の運搬を他人に委託するときは、法第20条第1項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壤の引渡しと同時に、当該汚染土壤の運搬を受託した者に対し処理業省令第5条第18号の管理票を交付しなければならない(処理業省令第13条第1項第1号)。</p>	<p>汚染土壤の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された日から30日</p>
<p>汚染土壤処理施設に係る事業場の敷地であった土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、公正に、かつ、法第3条第1項の環境省令で定める方法により調査を行う(処理業省令第13条第1項第2号)。</p>	<p>汚染土壤の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された日から120日</p>
<p>汚染土壤処理施設が設置されていた場所の周縁の地下水を汚染土壤の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された日から3ヶ月以内に1回、及びその後3ヶ月以内ごとに1回採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第6条第2項第2号の環境大臣が定める方法により測定すること。</p>	<p>測定の結果を得た日の属する月の翌月の末日</p>
<p>埋立処理施設にあつては、汚染土壤の埋立地への水の浸透を防止するための措置として次に掲げるもののいずれかを講ずるとともに、当該措置により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を併せて講ずること(処理業省令第13条第1項第4号)。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 埋立地の表面を遮水シートで覆い、更にその表面を土砂で50cm以上覆う。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係る埋立処理施設にあつては、埋立地の表面を土砂で50cm以上覆えばよい。</li> <li>② 埋立地の表面をセメント・コンクリートで10cm以上又はアスファルト・コンクリートで3cm以上覆う。</li> <li>③ 上記①又は②と同等以上の効果を有する方法により埋立地の表面を覆う。</li> </ol>	<p>汚染土壤の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された日から30日</p>

<b>廃止措置実施報告書</b>	
平成 25 年 03 月 31 日	
川崎市長 ○○ ○○ 殿	報告者 東京都港区▲▲○-○-○ 土壤洗浄株式会社 代表取締役社長 環境 次郎
印 土壤汚染対策法第 27 条第 1 項の規定による措置を講じたので、次のとおり報告します。	
廃止した事業の用に供した汚染 土壤処理施設又は取り消された 許可に係る汚染土壤処理施設に 係る事業場の名称	土壤洗浄株式会社 川崎事業所
廃止した事業の用に供した汚染 土壤処理施設又は取り消された 許可に係る汚染土壤処理施設の 設置の場所	〒210-0000 神奈川県川崎市川崎区△△0-0-0 TEL : 044-000-0000
廃止した事業の用に供した汚染 土壤処理施設又は取り消された 許可に係る汚染土壤処理施設の 種類	浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))
講じた措置の内容	【処理業省令第 13 条第 3 項第 2 号の措置】 汚染土壤処理施設に係る事業場の敷地であった土地の土壌の特定有害物質 による汚染の状況について、公正に、かつ、法第 3 条第 1 項の環境省令で定 める方法により調査を実施した。 ※調査結果は、別添参照。
措置実施年月日	平成 25 年 1 月 24 日
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者) が署名することができる。	

図 7.2.1-1 廃止措置実施報告書の記載例